

長浜市市民自治基本条例の体系・項目

条例前文

総則的規定

第1章 総則

1 目的

2 定義

3 まちづくりの目標

第2章 まちづくりの基本原則

4 自治の基本原則

5 情報共有の原則

本則(1)

第3章 市民・事業者の権利、責務

6 市民の権利・責務

7 事業者の役割・責務

第4章 市議会

8 議会

第5章 市長等

9 市の責務

10 市長の役割・責務

11 市職員の責務

第6章 情報公開

12 情報公開の原則

13 会議公開の原則

14 個人情報の保護

第7章 市政運営

15 地域経営の原則

16 執行機関の組織・体制

17 総合計画に基づく行政運営

18 財政運営の基本事項

19 評価の実施

20 説明応答責任

21 行政手続

本則(2)

第8章 参加及び協働

22 参画及び協働の原則

23 審議会等への参画

24 総合計画等への参画

25 市民意見の募集及び反映

26 住民投票

27 住民投票の請求・発議

第9章 コミュニティと市民活動

28 コミュニティ

29 多文化共生

雑則的規定

第10章 他の公共機関との関係

30 国、県及び他自治体等との関係

31 安全なまちづくり

第11章 条例の見直し

32 条例の位置づけ

33 条例の見直し